

2017年7月6日

愛知学院大学法務支援センター 教授
弁護士 國田 武二郎

メンタルヘルスの法的位置づけ (Q&A)

～以下抜粋～

Q：メンタルヘルスとは、どういう意味ですか何か

A：メンタルヘルスと、「精神面の健康を保つ」という意味です。したがって、職場のメンタルヘルスの定義は「企業が働く人が、健やかに、いきいきと働ける状態を保持すること」です。

Q：メンタルヘルス不調者が、増えた背景はどこにありますか。

A：企業の成果主義、効率主義、多様な雇用形態による従業員間の緊張などがあります。

Q：心の健康づくりの目標は、どういう目標でしょうか。

A：健康づくりの目標は、①心身が十分に機能している充実感のある、②環境に積極的に適応し、かつ貢献している、③自信を持って自己の可能性を十分に發揮している、という点におかれています。

Q：メンタルヘルスケアとは、どういう意味ですか？

A：2006年に厚生労働省がその改正版である「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（公示第3号）によれば、「事業場において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康増進のための措置」と定義されています。

Q：誰がその措置を担当するのですか。また、対象者への対応は。

A：2000年に旧労働省は「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（健康保持増進のための指針公示第2号）によれば、

①労働者自身が、ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処する「ヘルスケア」、

※健康者へのメンタルヘルスは、セルフケアがもっとも重要です。これは半健康者にならないように、労働者一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識でストレスへの対応を行うことにありますが、それに任せきりにせず、上司や企業内産業保険スタッフがそれを積極的にサポートすること必要です。

②労働者と日常的に接している管理監督者（上司）が、心の健康問題に関して職場

環境などの改善、部下に対する相談対応を行う「ラインによるケア」

※半健康者へのメンタルヘルスは、「まだ病的な状態にはいたらず、通常の勤務を続けてはいるものの、心身のストレス状態が蓄積して『半健康人＝半病人』のようになっている者への対応」であり、メンタルヘルス不調者にならないよう予防する活動が必要です。この段階では、セルフケアも重要ですが、上司の役割（ラインによるケア）が大きく、産業保険スタッフはそれを指揮・援助する立場に立ちます。

③事業場内（企業内）の産業保険スタッフ（産業医、衛生管理者。企業内の保健師や心理担当者など）がその企業の「心の健康づくり対策」の提言を行い、それを推進し、また労働者とその上司を支援する「事業場内産業保険スタッフによるケア」

※メンタルヘルス不調者を対象にするのですが、それは病的な状態のサインを呈している者、ストレス関連疾患や精神的不調に陥っている者へのメンタルヘルスである。ここでは上司と産業保険スタッフの役割が重要ですが、それだけでなく、精神科医や診療内科医の関与が必要になることが少なくありません（事業場外資源によるケア）。

④企業外の機関や専門家を活用し、その支援を受ける「事業場外資源によるケア」

Q：雇用の法的定義はどうなっていますか。

A：法律は、「雇用は当事者の一方が相手方に対し労務を服することを約し、相手がこれに對してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる」（民法 623 条）と規定しています。

Q：雇用者は、労働者に対し報酬支払い義務のほかに、安全配慮義務を負うとされていますが、それは、どういう義務ですか。

A：労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を雇用者負っているということです（最判昭和 59・4・10）。そして、この義務は雇用契約に伴う付隨的義務であるともされています。

Q：健康配慮義務とは、どういう義務ですか。

A：安全配慮義務のうち、特に、健康面に着目した義務です。裁判例では「事業者が労働者に対してその従事すべき義務を定めて従事させているに際して、その義務の量と質を適正に把握して管理し、当該業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務」されています。

講演レジュメ 家族と憲法

2017年7月13日

愛知学院大学法務支援センター

高橋 洋

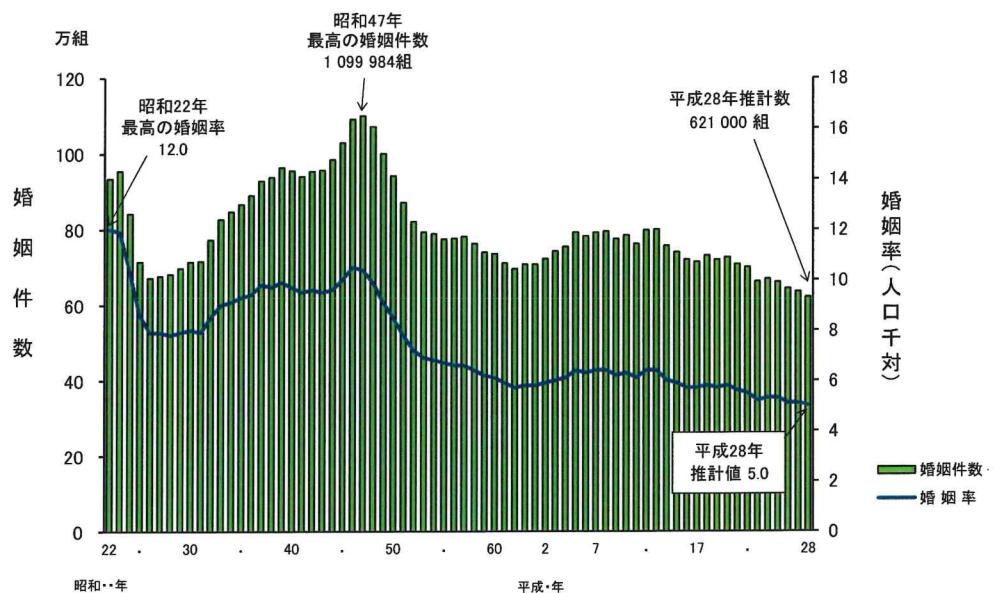
はじめに

今、家族で何が問題か？

1 家族をめぐる問題状況ーその1 夫婦をめぐって

1) 婚姻

図4 婚姻件数及び婚姻率の年次推移



(厚生労働省「平成28年(2016)人口動態統計の年間推計」(平成28年12月22日)より)

婚姻率は、その年に人口千人に対して何人が結婚したかという数字で表される。5.0というのは、人口千人に対して5人が結婚したということ

このうち、再婚だった人はどの位いるか？

朝日新聞記事(伊藤舞虹記者)から(2017年1月19日)

「2015年中に結婚した夫婦のうち、一方か両方が再婚だった割合は26.8%で、比較可能な統計のある1952年以降で最も高かった。結婚総数は63万5,156組。初婚年齢は平均30歳前後で、晩婚化の傾向も進んでいる。厚生労働省がまとめた人口動態統計の特殊報告でわかった。

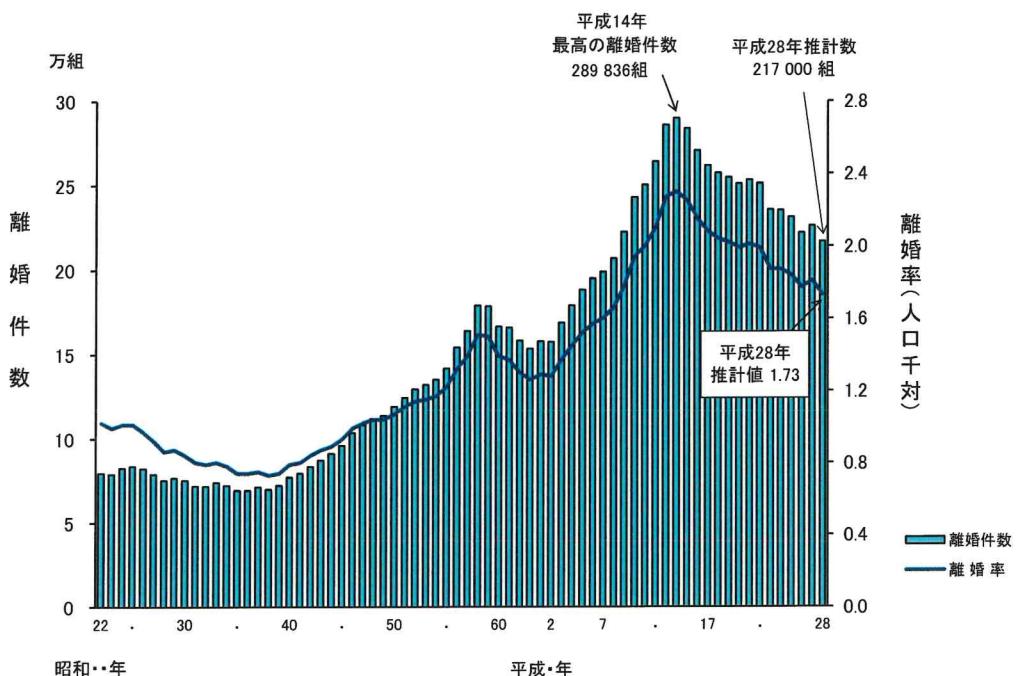
再婚の割合は、第2次ベビーブームが始まった1971年の10.8%が最も低く、それ以降は増加傾向にある。15年は夫再婚で妻初婚が10.0%、夫妻とも再婚が9.7%、夫初婚で妻再婚が7.1%だった。厚労省は「離婚が増え、再婚に対する意識が変わってきたことが要因として考えられる」としている。

07~11年に離婚した人の5年以内の再婚率を分析すると、男性は30代前半までに離婚すると35%超で、40代でも約2割。一方、女性は30歳未満で離婚した場合には30%を超えるが、30代前半で3割弱、30代後半で約2割に減る。

平均結婚年齢は、夫婦とも初婚の場合は夫が30.7歳、妻が29.0歳だった。20年前（1995年）と比べて夫で2.4歳、妻で2.9歳高くなっている。」

2) 離婚率

図5 離婚件数及び離婚率の年次推移



離婚率の上昇傾向

（厚生労働省平成21年度「離婚に関する統計」より）

平成28年の離婚件数は、21万7000組（推計値）、離婚率1.73（推計値）

参考：国際比較

・韓国	婚姻率 5.9 (2015)	離婚率 2.1 (2015)
・アメリカ	6.9 (2014推計値)	3.2 (2014推計値)
・フランス	3.5 (2013)	1.91 (2013)
・ドイツ	4.6 (2013)	2.11 (2013)
・イタリア	3.2 (2013)	0.86 (2012)
・スウェーデン	5.4 (2013)	2.81 (2013)
・イギリス	4.5 (2011)	2.05 (2012)

3) 数字に表れない「婚姻」

- ・同棲あるいは事実婚
- ・同性パートナー

4) 婚姻の障害

① 法的障害＝民法上の婚姻の要件・効力

- ・女性の待婚期間（民法 733 条）
- ・婚姻届の提出（民法 739 条）

婚姻届の必要的記載事項「父母との続柄」戸籍法施行規則（法務省令）56 条 2 号

→夫は、長男、二男、三男・・・でなければならず、妻は、長女、二女、三女・・・

でなければならない。つまり同性婚はだめということ

佐賀家庭裁判所審判（1999（平成 11）年 1 月 7 日）戸籍訂正許可申立事件

「日本法によれば、男性同士ないし女性同士の同性婚は、男女間における婚姻的共同生活に入る意思、すなわち婚姻意思を欠く無効なものと解すべきである。」

- ・夫か妻、いずれかの氏を称すること（民法 750 条）

夫婦の別氏は認められない。

② 経済的障害

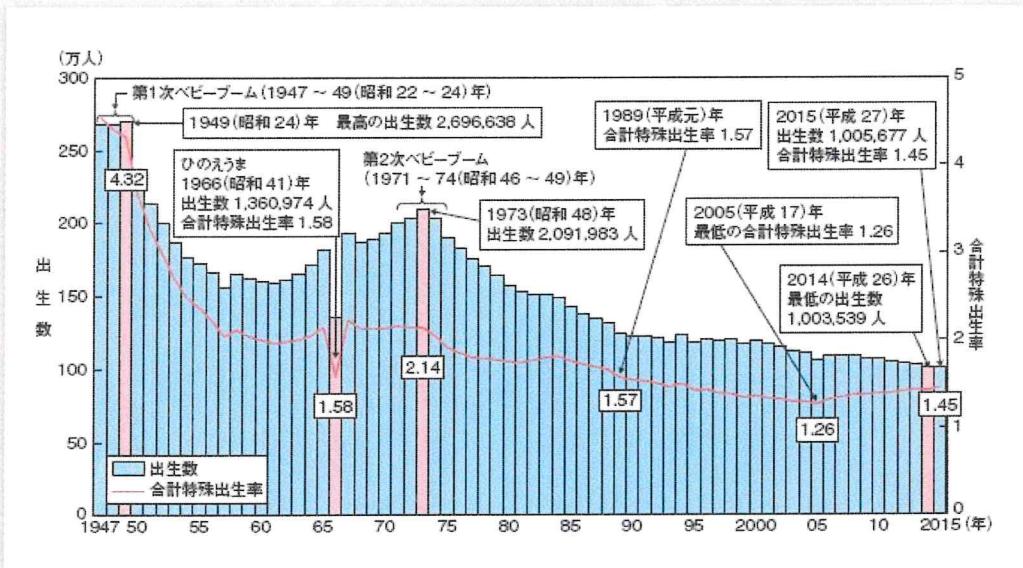
非正規雇用による低賃金・不安定化

③ 社会的障害

男女の人口較差、その他

2 家族をめぐる問題状況－その 2 子どもをめぐって

1) 出生率の問題



資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生率の低下と出生数の減少の原因・・様々な説

- ① 初婚年齢の上昇（晩婚化）
- ② 働く女性の増加と出産・育児環境の未整備
- ③ 離婚率の上昇
- ④ 出産コスト・育児コストの増加と収入の伸び悩み
- ⑤ 独身生活や親元で過ごす生活の快適さ
- ⑥ 育児休業法が出産後の女性の職場復帰を増やしているかどうかは両説。
- ⑦ 長時間の正規就業と育児の両立は依然として難しい。その結果としての出産時期の遅延、出産数の減少。

それぞれにまた原因があり、モグラたたき的対策ではいかんともし難い状況にある。

2) 子どもを取り巻く環境としての家族

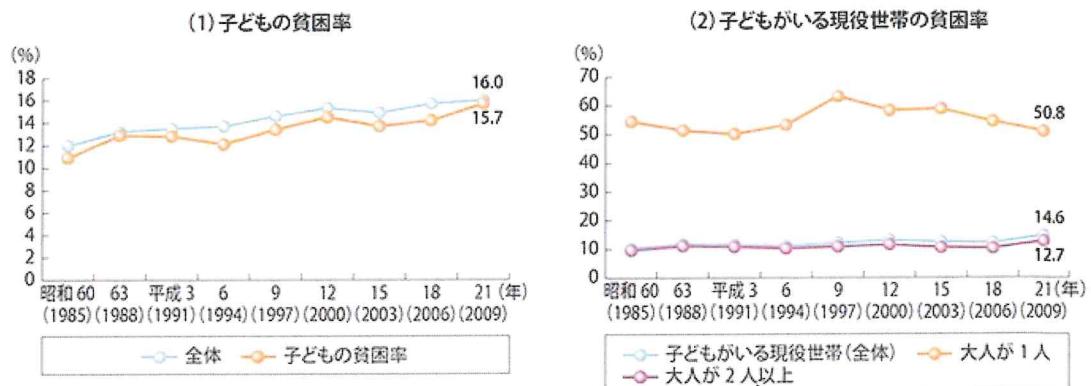
- ① 相対的貧困の問題

相対的貧困とは・・資料参照

次の内閣府の資料をみてもらうとわかるように、子どもの貧困率は 15.7%に及び、およそ 6.4 人に一人が貧困線以下にある。とりわけ一人親世帯（多くがシングルマザー）が深刻である。

2013（平成 25）年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立したが、事情が好転しているかどうかは？

第1-3-38図 相対的貧困率



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

（注）1. 相対的貧困率とは、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

2. 平成 6 年の数値は兵庫県を除いたもの。

3. 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者。現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

4. 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

- ② 非嫡出子（婚外子）の扱い

日本における非嫡出子の出生数と比率（人口動態統計特殊報告より）

		出生総数	嫡出子	嫡出でない子	比率(総数)	嫡出子	嫡出でない子
1995 平成 7年		1187064	1172346	14718	100	98.8	1.2
2000	12	1190547	1171111	19436	100	98.4	1.6
5	17	1062530	1040997	21533	100	98.0	2.0
6	18	1092674	1069649	23025	100	97.9	2.1
7	19	1089818	1067648	22170	100	98.0	2.0
8	20	1091156	1068184	22972	100	97.9	2.1
9	21	1070035	1047175	22860	100	97.9	2.1
10	22	1071304	1048318	22986	100	97.9	2.1
11	23	1050806	1027452	23354	100	97.8	2.2
12	24	1037231	1014093	23138	100	97.8	2.2
13	25	1029816	1007026	22790	100	97.8	2.2

(外国人を含まず)

これを見ると、最近では約2万3千人、割合で2.1～2.2%で推移している。この数字は、ヨーロッパなどの数字と比べると格段に低い。婚姻率が低下する中で婚外子も増えなければ当然に少子化する。

③ 親子間扶養の問題

生活保護法第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（略）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

民法第730条等の親族間扶養義務→資料

- ・基本的な「強い扶養義務」は、配偶者間及び親の未成年の子に対するものに限定される、というのが現在の法解釈上の通説

子どもが親を扶養しきれるか？

- ・高齢化、長寿命社会とそれを支えきれない年金の給付水準
- ・子ども自身の生活の不安定化、所得の伸び悩み
- ・子どもの数の減少

④ その他、いわゆる「児童虐待」等

3 家族をめぐる憲法状況

1) 家族をめぐる憲法の条項

- ① 憲法の基本原則としての「個人の尊重」（憲法第13条）
- ② 性別差別の禁止（憲法第14条第1項）
- ③ 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する家族関係（制度）の構築

上述の原則を守りながら、家族制度を具体化するのが国会の役目。

国会の作った法律が、それらの原則に反する場合には、憲法違反となり、法律自体が無効となる。それを判断するのは最終的には最高裁判所の役目。

2) 最近の家族をめぐる違憲訴訟の例

- ① 婚外子相続分違憲訴訟最高裁2013（平成25）年9月4日大法廷判決

旧民法 900 条 4 号但書き→非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 としていた規定

この規定を最高裁は、憲法 14 条 1 項に違反し、無効であるとした。

「昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関する法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきあるという考えが確立されできているものということができる。」

以上を総合すれば、遅くとも A の相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。

したがって、本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである。」

② 夫婦別氏強制違憲訴訟最高裁 2015（平成 27）年 12 月 16 日大法廷判決

夫婦が婚姻にあたって、いずれか一方の氏を選択して夫婦の氏とするというのが現行民法の規定であるが、これに対して、夫婦が持って生まれた氏をそのまま使いたいという人が増えている。自分のアイデンティティを守りたいという感情や、仕事などで使ってきました氏を婚姻のために変えたくない、変えることによって支障が出る、というのがその主な理由である。

これに対して、最高裁は、氏が個人の人格に関わる重要な要素であることは認めながらも、夫と妻とで形式的には平等であること、また氏は家族という集団の呼称でもあることから、夫婦が同一の氏を称すること、夫婦間の子が嫡出子であることを示すために両親双方と同一の氏である仕組みを確保することにも一定の意義があるとして、憲法違反の主張は認めなかった。

その上で、国会が制度を作るにあたって、「婚姻前に築いた個人の信用、評価、名誉感情等を婚姻後も維持する利益」や、実際には夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数である戸を踏まえて「夫婦間の実質的平等」を図ること、そしてこの夫婦同氏制が事実上の婚姻の制約要因になっていることについても、考慮すべき要素であるとした。

また、最高裁判所は、「夫婦同氏制は、婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく、近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益は、このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである」ことを指摘している。そして最高裁判所は最近、裁判官にも通称使用を認めることを発表している。

③ 女性待婚期間違憲訴訟最高裁 2015（平成 27）年 12 月 26 日大法廷判決

民法 733 条は、かつて、女性が再婚するには前婚の解消後等から 6 ヶ月経たなければいけないとしていた。男性にはそのような制限は課されておらず、男女の不平等が指摘されていた。このことが争われた訴訟の判決で、最高裁判所は、生まれてくる子どもの父性の推定のために待婚期間を置くことの合理性は認めたが、父性の推定の重複を避けるために「100 日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法 14 条 1 項にも、憲法 24 条 2 項にも違反するものではない」とした。そしてこれを超過する部分については、合理性がないとした。

父性の推定は、前婚の夫の子であることの推定が婚姻解消後 300 日まで及び、後婚の夫の子であることの推定は婚姻成立後 200 日後から発生するから、婚姻解消後 100 日経ってから婚姻届を出せば、父性推定の重複は生じないことになる。

実際には、前婚が夫の死亡による解消であればともかく、離婚である場合にはそれまでに婚姻が破綻しているであろうから、後婚の夫の子と推定するのが合理的だと見解もある（福島瑞穂）。

3) 同性婚をめぐる問題

① 世界の動き

アメリカ連邦最高裁判所の、同性婚禁止違憲判決（2015 年 6 月 26 日）

ドイツの法律"Ehe für Alle"（全ての者に婚姻を！）制定

② 日本の動き

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成 27 年 3 月 31 日）の制定

同条例は、「パートナーシップ」という用語を「男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係をいう」と定義し、そのような人たちに、パートナーシップ証明を行うことができるとした（第 10 条）。そして「区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならないこと、及び区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならないこと（第 11 条）と定めている。

こうしたパートナーシップ証明の動きは、条例制定ではないものの、世田谷区や三重県伊賀市などに広がっている。

③ こうした動きの背景

いわゆる LGBT の人たちのカミング・アウトと平等を求める動き

社会生活を送る上で様々な支障の存在（保険、相続、看護、等々）

アメリカでつぶやかれていること

「かつて結婚は宗教的経験に根ざし、永続的な一夫一婦で、子どもを中心に展開するもの」であり、そのために国家は、「政府の給付金、年金、所有権、健康保険、税金、相続などで恩恵を」夫婦に与えたが、今日、「性革命」によって「経口避妊薬、婚前交渉、さらには婚外交渉までも容認する文化」が広がり、「現在米国における出産の 40% をシングルマザーが占めるようになった」と。（ワシントン・ポスト記者シェリル・ウェッツキン、<http://ippjapan.org/archives/1420> による。）

行政統制と行政手続法 レジュメ

——名古屋市北生涯学習センター講座「くらしの法律・基礎知識2」第3回
「行政と行政法のしくみ」——

平成29年7月20日

榎原志俊

(愛知学院大学)

I 行政統制

1 行政内部における統制

- (1) 上級行政機関の指揮命令
- (2) 行政評価・監視
- (3) 政策評価・独立行政法人評価

2 議会による統制・監視

3 国民・住民との関係における統制

- (1) 苦情処理
- (2) 監査請求、住民監査請求・住民訴訟

4 情報公開・個人情報保護

5 行政手続

6 行政不服審査・行政訴訟

II 行政手続

1 行政手続の概念と意義

- (1) 行政手続の概念・種別
- (2) 行政手続の意義

2 行政手続法の目的、対象、適用除外

- (1) 行政手続法の目的
- (2) 行政手続法の対象
- (3) 行政手続法の適用除外
 - (a) 処分および行政指導についての適用除外
 - (b) 地方公共団体の行政についての適用除外

3 行政処分手続等

- (1) 申請に対する処分の手続
 - (a) 審査基準
 - (b) 標準処理期間

- (c) 申請に対する審査・応答
 - (d) 理由の提示
 - (e) 公聴会の開催等
- (2) 不利益処分の手続
- (a) 処分基準
 - (b) 理由の提示
 - (c) 意見陳述手続—聴聞と弁明の機会の付与
 - (d) 聽聞手続
 - (e) 弁明手続
- (3) 届出手続

4 行政指導手続

- (1) 行政指導に対する実体的規制
 - (a) 行政指導の一般原則
 - (b) 不利益取扱いの禁止
 - (c) 申請に関連する行政指導の限界
 - (d) 許認可等の権限に関連する行政指導の禁止
- (2) 行政指導の形式的規制
 - (a) 行政指導の方式
 - (b) 行政指導指針
- (3) 行政指導の中止と実施の求め
 - (a) 行政指導の中止等の求め
 - (b) 行政指導の求め

5 処分等の求め

6 意見公募手続等

7 手続の違法と行政処分の取消し

- (1) 聴聞の違法
- (2) 理由提示の違法

量刑判断の理論および実務

愛知学院大学教授（刑事法） 原田 保

I 序 一刑罰の目的—

過去回顧：非難応報（復讐代行？）

将来展望：一般予防・特別予防

cf. 刑罰以外の措置

II 刑法の規定および適用方法

1 法定刑（○○した者は、××に処する。）

犯罪構成要件該当行為に対する類型的評価の幅

犯罪の実態との関係

2 量刑作業

法定刑→処断刑→宣告刑→執行刑

裁量事項：刑種選択

法律上減輕（または免除）の一部（過剰防衛、違法性錯誤、未遂、自首、etc.）

情状酌量

量定（処断刑の幅の範囲内で自由刑の期間や財産刑の金額を特定）

未決勾留算入（=執行刑削減）

執行猶予

量刑相場の意義

III 現行制度の不合理性

1 刑法の不合理な規定

刑種選択の順序

軽重逆転

2 判例の不合理な法解釈

科刑上 1 罪処理の順序

併合罪における死刑・無期刑の選択方法

IV 結 一刑罰の限界—

目的達成？

被害者対策？

* H P 論説

平成 29 年 4 月開設 愛知学院大学法務支援センター 検索 → T O P → ブログ

平成 29 年 3 月以前 愛知学院大学法科大学院 検索 → T O P → ブログ（近日中削除？）

旧ブログの一部は新ブログにも掲載

刑の種類

死刑 懲役 禁錮 罰金 拘留 科料 (没収)

cf. 反則金：罰金と混同されることが多いが、刑罰ではなく行政罰

勾留：刑罰ではなく、捜査中・裁判中に証拠隠滅や逃走を防ぐために身体を拘束する制度

過料：刑罰ではなく行政罰

法定刑例示

刑法

199条	殺人罪	死刑・無期懲役・懲役 20年～5年
204条	傷害罪	懲役 15年～1月・罰金 50万円～1万円
205条	傷害致死罪	懲役 20年～3年
209条 1項	過失傷害罪	罰金 30万円～1万円
210条	過失致死罪	罰金 50万円～1万円
240条前段	強盗致傷罪	無期懲役・懲役 20年～6年
240条後段	強盗致死罪	死刑・無期懲役

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

2条前段	危険運転致傷罪	懲役 15年～1月
2条後段	危険運転致死罪	懲役 20年～1年
5条本文	過失運転致死傷罪	懲役 7年～1月・禁錮 7年～1月・罰金 100万円～1万円

加重減輕の方法 (有期の懲役・禁錮を加重する場合の上限は 30 年)

再犯加重：有期懲役に処する場合、法定刑上限×2～法定刑下限そのまま

併合罪加重：有期の懲役・禁錮に処する数罪に、最も重い法定刑上限×1.5～法定刑下限で 1 刑

但し、各罪法定刑上限の合計を超えることは禁止

法律上減輕：死刑→無期または 30 年～10 年の懲役・禁錮

無期懲役・無期禁錮→30 年～7 年の懲役・禁錮

有期懲役・有期禁錮・罰金→法定刑上限×0.5～法定刑下限×0.5

拘留・科料→法定刑上限×0.5～法定刑下限そのまま

酌量減輕：法律上減輕と同一の方法

但し、酌量減輕しなければ宣告できない刑を宣告する場合に限定 (判例)

cf. 今日の日常用語は「軽減」だが、刑法の規定は「減輕」

「減刑」は恩赦の一種であり、「減輕」とは別の制度

併合罪加重以外の数罪 1 刑 (没収は常に併科可能)

1 罪につき死刑に処する場合→他の罪に対する刑を科さない

1 罪につき無期懲役・無期禁錮に処する場合→他の罪に対する自由刑を科さず、財産刑は併科
数罪につき罰金に処する場合→各罪の法定刑上限を合計した金額以下で 1 個の罰金

株主総会の実際

服部育生

平29. 8. 3 (木) 17:30~19:00

I はじめに

1 株主総会の意義・役割

2 株主総会の権限

法定決議事項 プラス 定款で定めた事項

(注) ここでは、公開会社・取締役会設置会社を想定する。

II 株主総会の招集

1 取締役会が招集を決定し（298条4項）、代表取締役が招集する。

2 招集に際し決定すべき事項（298条1項各号）

a 日時・場所

深夜〇時とか不便な遠隔地 —→ 招集手続の著しい不公正（831条1項1号）

b 議題（目的事項）

原則として、招集権者の定めた議題についてのみ決議（309条5項）。

(注) 議題 「剩余金配当の件」

議案 「1株につき75円を配当する」

c 書面投票や電子投票を実施するときは、その旨。

株主1000名以上なら書面投票実施（298条2項）。

d その他 書面・電子投票の実施要領 議案の概要

3 招集通知

a 総会日の2週間前までに発する（299条1項）。

b 書面による通知（299条2項）。

承諾を得た株主には電子メールによる通知も可（299条3項）。

c 取締役会非設置・書面投票等なしならば、電話・口頭による通知も可。

d 株主全員の同意 —→ 招集手続省略（300条）。

- e 全員出席総会（最判昭60.12.20）
株主が家族のみならば、夕食時の話し合いも総会決議？

III 株主提案権

1 ケース【1】

- A社 剰余金豊富 今期の業績も良好
しかしA社は、内部留保により成長事業への投資資金を確保するため、
剰余金配当をしない方針。
株主Pは、配当として株主に還元してほしいと考えている。
⇒①Pは、議題提案権（303条）の行使により、「剰余金配当の件」を議題として追加するようA社に求める。
②Pは、総会の場で議案提案権（304条）の行使により、「1株につき50円を配当する」旨の議案を提出する。
③Pは、上記②の議案の要領を招集通知に記載するようA社に請求することが望ましい。
議案要領通知請求権（305条）と呼ばれる。

2 ケース【2】

- B社取締役会は、議題「剰余金配当の件」、及び議案「1株につき35円を配当する」を決定している。
株主Qは、1株当たり55円の配当を求めたい。
⇒①Qは、総会の場で「1株につき55円の配当をする」旨の議案を提出する（304条）。
②Qは、上記①の議案の要領を招集通知に記載するようB社に請求すること（305条）が望ましい。

3 議題提案権

- a 議決権割合1%を6か月継続保有している株主
 - b 総会会日の8週間前までに行使（303条2項）。
- （注）取締役会非設置ならば、総会当日の行使も可（303条1項）。 1%6か月保有要件もなし。

4 議案提案権

- a 単独株主権・総会の場で行使可（304条本文）
- b 行使できない場合（ア）議案内容の法令定款違反
(イ) 泡末議案（過去3年内に10%未満の賛成で否決）

5 議案要領通知請求権

上記3 a b と同一の行使要件（305条1項2項）

III 議事

1 議長の選出

- a 定款規定「代表取締役が議長に就任」
- b 参加者の互選

2 議長は、議場の秩序を維持し議事を整理する（315条1項）。

3 議長権限の恣意的な行使

→決議方法の法令違反 又は 著しい不公正（831条1項1号）

4 会場に従業員株主を先に入場させ、最前列に座らせる。

最高判平8. 11. 12 一般株主の損害賠償請求を棄却

5 上記4で原告が決議取消の訴え（831条）を提起したとすれば？

決議方法の法令違反（831条1項1号）とはいえない。

IV 株主の質問と取締役の説明義務

1 株主の質問に対し、取締役が説明を拒絶できる場合

- a 質問が議題・報告事項に関連していない。
- b 説明することで株主共同の利益を著しく害する。

営業秘密の漏洩（314条但）

- c 説明のために調査を要する（規71条1号）。

質問が事前通知されていたり、調査が容易ならば、説明を拒絶できない。

- d 説明が会社その他の者の権利を侵害する（規71条2号）。

個人情報の漏洩

- e 同一事項につき繰り返し説明が求められる（規71条3号）。

- f その他正当な理由がある（規71条4号）。

調査に極めて多額の費用がかかる。

2 必要な説明の程度

平均的株主が議題に関し合理的な理解・判断をなすために客観的に必要と認められる程度に説明する（東京高判平16.5.13）。

3 議長の議事整理権による質問権の合理的制限

- a 1人の株主ができる質問数・発言時間に合理的な制限を設ける（東京地判平4.12.24）。
- b 議題の合理的判断に必要な質疑時間の経過後に、質疑を打切る（札幌地判平5.2.22）。

上記a bとも、314条に違反しない。

4 取締役の説明義務違反 —→ 決議取消事由 決議方法の法令違反

5 株主の質問状（質問事項の事前通知）

- a たとえ質問状提出済みでも、総会会場で質問することにより説明義務が発生する。
- b しかし実務上、質問状で寄せられた事項について、審議の最初の段階でまとめて一括回答する。

V 議決権の行使

1 代理人による議決権行使

- a 会社は代理人の数を制限可（310条5項）。
通常1人の株主は1人の代理人。
- b 代理権の授与は総会ごとにする（310条2項）。
- c 代理権を証する書面（310条1項・3項）
委任状 プラス 委任状の真正を確認する書類
(通常、会社が株主に送付した議決権行使書面)

2 定款による代理人資格の制限

- a 多くの会社規定（「株主は、その会社の他の株主しか、自己の代理人に選任することができない。」）
- b 上記aの定款規定
有効説（最判昭43.11.1）と無効説の対立
- c 夫（株主）が妻（非株主）を代理人として出席させる？

- d 法人（株主）がその職員・従業員（非株主）を代理人として出席させる？
- e 定款規定を有効と見るならば、上記 c d で妻や従業員が代理人として参加した決議は、決議方法の定款違反（831条1項1号）で取消可のはず。
- f 最判昭51.12.24は、上記dのケースで、法人株主の指揮命令に服する職員・従業員を代理人とすることについて、上記aの定款規定は適用されないとした。
- g 個人株主が弁護士（非株主）を代理人として出席させる？ 下級審判例の立場が分かれる？

3 書面投票

- a 議決権行使書面の賛否表示欄に各議案の賛否を記載して、会社に提出する（311条1項）。
- b 賛否白紙
会社は予め賛成・反対・棄権いずれかの意思表示があったものとして取り扱う（299条4項、298条1項5号、規則63条3号ニ・66条1項2号）。
- (注) 通常、会社提案につき賛成、招集通知に要領の記載された株主提案につき反対と取り扱われる。
- c 会場提案議案（招集通知に要領記載の請求なし）
 - (ア) 原案と対立する修正議案ならば、原案に賛成と記載していた株主は、会場提案議案に反対と取り扱う。
 - (イ) 上記(ア)以外ならば、棄権と取り扱う。

4 電子投票

- a 会社が議決権行使のウェブサイトを設け、招集通知において同サイトのURL及び各株主がアクセスするためのID・パスワードを通知する。
- b 書面投票と同様、各議案に賛否の表示ができるようにする。

5 株主が書面・電子投票で重複して議決権行使（第2号議案につき、書面投票で賛成、電子投票で反対）した場合の取扱い？